令和 7 年 11 月 14 日

病理標本保管期間に関するお知らせ

病理検査室では、診断や治療の目的で患者さんから摘出された臓器・組織の病理標本（パラフィンブロック、プレパラート）等を旧淡路病院時代も含め、可能な限り保管し続けてきました。しかし、施設内に保管するスペースがなくなってきたため、この度、病理標本の保管期間を下表の通り定めました。（令和 7 年 11 月 11 日制定）

表. 病理標本保管期間

標本種別	保存期間
組織診 プレパラート	10 年
組織診 ブロック	30 年
細胞診 プレパラート	10 年
病理解剖 ブロック	30 年

今後、令和 7 年 12 月 26 日時点で保管期間が到来した標本から順次廃棄させていただきます。上記期間を超えて保管継続希望の標本がある場合は、病理検査室までご連絡ください。ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。

病理検査室